

資料4「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
1	前回の連絡会で、規則にして頂きたいとの結論でしたが、無視されているのは、大変遺憾です。	書面開催でいただいたご意見だけで方針決定はいたしません。対面での連絡会開催時に再度時間を設けて説明させていただきます。
2	(設置) 第1条 環境保全協定書にに基づき「地域環境の保全と住民の安全・安心の確保及び施設の円滑な運営」とあるが、参考資料1の協定書(目的) 1条中の「周辺地域住民の健康及び安全を確保するとともにバイオエネルギーセンターの周辺地域の生活環境の保全」との整合性を考えて頂きたい。	環境保全協定書との整合を再検討いたします。
3	(設置) 第1条について、2行目の「6条の規定に基づき、地域環境の保全と住民の安全・安心の確保及び円滑な」を「6条の規定に基づき、地域住民の安全・安心の確保と地域環境の保全及び施設の円滑な」に、文言の入替えと追記を提案します。 訂正の趣旨 この施設運営にあたり、地域住民の安全・安心を最も重視すべきであり又施設要項の内容もこの考え方を基本に策定を要望します。	他の地区連絡会委員にも諮り、意見無ければご提案の通りに修正させていただきます。
4	(設置) 第1条は、環境保全協定書の第1条(目的)と第16条に基づく規定のため、素直に該当規定をそのまま引用すべきではないか。	環境保全協定書との整合を再検討いたします。
5	(所掌事項) 第2条(2)「自主規制値超過時の措置(環境保全協定13条)」を追加してください。	対面での連絡会開催時に、再度時間を設けて協議させていただきます。
6	(所掌事項) 第2条(7)について、連絡窓口を記載してください。	事故発生を発見した市民の方から通報を受けるのは町田市及び運営側で行います。事故発生時の連絡手順及び連絡先については、運営体制が確定次第公表します。
7	(所掌事項) 第2条(9) 専門委員による“報告”とし、専門委員が運営協議会で報告し、質疑が行われるように訂正してください。	専門委員会からの運営協議会への報告は市から行いますが、運営協議会の代表者も専門委員会のメンバーとして名前を連ねていただくことにしております。また、報告事項がある際には、協議会代表者以外の専門委員会のメンバーに運営協議会へ出席してもらう方向で検討いたします。

資料4「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
8	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条に以下の事項を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制値超過時の措置に関すること（協定書第13条第2項） 	<p>対面での連絡会開催時に再度時間を設けて協議させていただきます。</p>
9	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条に以下の事項を追加してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償に関すること（協定書第15条） 	<p>損害賠償に関しては、協定書にある通り、地域住民に健康被害等を及ぼした場合は、誠意を持ってその賠償を行うものでありますが、あくまで各個人との協議となることから、とてもデリケートな扱いが必要です。事故等の事実については報告させていただきますが、賠償に関わる内容は協議会で報告するものではないと考えています。</p>
10	<p>(所掌事項)</p> <p>第23回連絡会の要望事項が所掌事項に反映されておりよい。</p>	<p>ありがとうございます。よりよい施設運営ができるよう今後ともご協力よろしく申し上げます。</p>
11	<p>(組織)</p> <p>第3条(1)について町田市バイオエネルギーセンター周辺の町内会・自治会の会長15名以内とあるが、周辺の町内会・自治会の会長のみの組織となるのか。</p>	<p>ご理解の通りです。</p> <p>会長としていますが、各団体から委任（委任状が必要）を受けた場合は、会長以外でも可能です。</p>
12	<p>(組織)</p> <p>第3条(2)「その他、協議会が認める者」の人数に制限はあるか。</p>	<p>特に人数制限は設ける予定はございませんが、この枠は当初選任したメンバー以外の専門家や学識経験者が必要になった場合を想定しております。</p>
13	<p>(組織)</p> <p>第3条(2)では、関心の高い市民委員の募集は考えているか。</p>	<p>第3条(2)につきましては、当初選任したメンバー以外の専門家や学識経験者が必要になった場合を想定しております。</p>
14	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条(1) 定める→選出する。の方がよいのではないか。</p>	<p>他の地区連絡会委員にも諮り、意見が無ければご提案の通りに修正させていただきます。</p>
15	<p>(任期)</p> <p>第5条の委員の任期について、年度始まりのように明確な日付を指定しないのでしょうか。</p>	<p>運営協議会の委員は周辺地区の町内会・自治会の会長が選任されるので、その任期はその地区ごとに異なります。</p>
16	<p>(任期)</p> <p>第5条において、各町会、自治会の会長任期と連動させてほしいです。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、運営協議会の委員は周辺地区の町内会・自治会の会長任期に連動するよう修正させていただきます。</p>

資料4「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
17	(会議) 第6条1 運営協議会…の文章において、他の文章との整合性を考えると「運営」は必要ないのではないか。	ご指摘いただいた通りです。修正させていただきます。
18	(アドバイザー) 第7条(1)でアドバイザーは専門委員から選ぶとありますが、専門委員は事故のあったときに事故に応じた専門家を選ぶということであれば、平時にはアドバイザーを置くことはできないのでしょうか。	専門委員会は必要な場合にのみ開催されますが、メンバーについては予め選任しておくものです。また、運営委員会の席上必要であれば、第3条の(2)、第6条の4及び第7条の1の定めにより、アドバイザーの出席を求めることができます。
19	(アドバイザー) 第7条(1)において、アドバイザーを専門委員会委員だけの選任に限定すべきでない。よって()書きは必要ないとする。	アドバイザーとしては第7条の1によって専門委員会から選出しますが、その他に必要と認める者の出席は第6条の4により認められております。
20	将来的なことを考えると、この運営協議会の位置付けを確固たるものしておくことが必要である。そのためにはタイトルを「運営協議会設置要綱か規則」と明記することが大切です。	対面での連絡会開催時に、再度時間を設けて協議させていただきます。
21	設置要領の取扱について「整理し回答いたします」とあるが、いつ頃の回答となるか。	対面での連絡会開催時に、再度時間を設けて協議させていただきます。
22	法制課と協議を行い要綱に該当しないという見解をいただき、要領としたとのことですが、他の自治体の例はどのように考えればいいのかも含めて、回答を求める。	対面での連絡会開催時に、再度時間を設けて協議させていただきます。 参考までに、他の事例を調査した結果を以下に列記します。 [市単独で整備(町田市と同じ)] ・武蔵野クリーンセンター⇒細目 ・盛岡クリーンセンター⇒規定 [一部事務組合で整備] ・泉北クリーンセンター⇒規則 ・クリーンプラザふじみの⇒要領 ・印西クリーンセンター⇒細目
23	2.施設要項は、連絡会で、丁寧な説明と検討を何回か重ね、策定することをお願い致します。	対面での連絡会開催時に、再度時間を設けて協議させていただきます。

資料4「運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
24	バイオエネルギーセンターの稼働より約1年間は、3か月に1回ぐらいの開催が望ましいのではないか。	第6条の1の但し書きにあるように、開催を臨機応変に実施できるように、臨時に開催することが可能と定めております。規定回数以上の開催は其中で実施することとし、原則としては年2回の開催とさせていただきます。
25	保全協定第18条において、保全協定の15年経過時の協議は運営協議会の中で行うのか？	町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書第18条に基づき、町田市バイオエネルギーセンター周辺町内会及び自治会等との協議を想定しています。
26	保全協定第12条に定める「緊急対応マニュアル」の作成はどのように進めるのか。	現在、運営事業者と市で内容を協議中です。内容が固まり次第、地区連絡会で報告いたします。
27	「防災管理報告書」の閲覧は必要ないか。	運営協議会で報告します。閲覧は可能と考えています。

資料5「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見

No	質疑	回答
1	<p>(開催)</p> <p>第2条(2) 運営協議会から要請があったとき開催する。と追記してください。</p>	<p>記載事項(案)の第2条の(2)に定めるように、地域住民の健康被害等、稼働状況に関する重大な事項が生じた場合だけでなく、施設の稼働状況に関する重大な事項が発生する恐れがある場合にも開催することが可能です。</p> <p>運営協議会から専門委員会の開催を要請する場合はこれにあたりご理解下さい。</p>
2	<p>(開催)</p> <p>第2条及び3条(2) 重大な事項を具体的な例示をしてください。</p>	<p>以下のような状況を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの自主規制値を継続超過した場合の施設の緊急停止 ・長期の施設停止や稼働能力低下等を及ぼす事態
3	<p>(所掌事項)</p> <p>第3条 専門委員会のメンバーが運営協議会に出席して報告し、質疑を受けるようにして頂きたい。</p>	<p>運営協議会への報告は、庶務を担う市の所掌において行いますが、運営協議会の記載事項(案)の第6条第4項のとおり、専門委員会の委員を運営協議会に出席を求めることができるようになっております。</p> <p>また、運営協議会の代表者も専門委員会のメンバーとして名前を連ねていただくことにしていることから、専門委員会内で話された内容については、運営協議会の代表者の方にご理解いただいているものと捉えております。</p>
4	<p>(組織)</p> <p>第4条(1)について、運営協議会の意見は聞いていただけののでしょうか。</p>	<p>運営協議会の会長(代表)が専門委員会に出席されますので、代表の方に託していただくこととなります。</p>
5	<p>(組織)</p> <p>第4条(1)について、定員は特に設けないと考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>第4条の「(1) 学識経験者」の想定人数は3名とします。</p>
6	<p>(組織)</p> <p>第4条(1)について、学識経験者に人数を規定すべき。</p>	<p>第4条の「(1) 学識経験者」の想定人数は3名とします。</p>
7	<p>(組織)</p> <p>第4条(1)において、人数は何名でしょうか。</p>	<p>委員のうち、学識経験者は「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項(案)」第2条を踏まえて、医療、環境、施設(廃棄物処理)に関する学識経験を有する者を考えており、環境に関する学識経験者については、地域住民の健康被害といった点から、大気質に関する学識経験を有する者1名を想定しております。従いまして第4条の「(1) 学識経験者」の想定人数は3名となります。しかし、発生した事象により専門的な学識経験者が必要となる場合には「(3) その他、専門委員会が認める者」として召集することとなります。</p>

資料5「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見

No	質疑	回答
8	また、どのような人を予定しているのか。	委員のうち、学識経験者は「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」第2条を踏まえて、医療、環境、施設（廃棄物処理）に関する学識経験を有する者を考えており、環境に関する学識経験者については、地域住民の健康被害といった点から、大気質に関する学識経験を有する者を想定しております。しかし、発生した事象により専門的な学識経験者が必要となる場合には「（3）その他、専門委員会が認める者」として召集することになります。
9	（組織） 第4条（1）～（3）について、専門委員会の委員数について、あらかじめ決められないと思うが、その記述が必要ではないか。	第4条の「（1）学識経験者」の想定人数は3名となります。「（2）協議会会長またはその委任を受けた者」は1名で、ここまでの計4名は確定しますが、「（3）その他、専門委員会が認める者」は発生した事象により専門的な学識経験者が必要となる場合に召集することになるため、専門委員会全体の委員数は規定いたしません。
10	（組織） 第4条（1）について、学識経験者を選出するのは市からのみですか？ その場合、市にとって都合の良い方を選出するのではないかと？	市が選任しますが、専門分野について、客観的な見地から意見を述べて頂ける方を選任する予定です。
11	（組織） 第4条（3）はどのような人を指すでしょうか。	専門委員会第4条の「（1）学識経験者」の専門分野以外の有識者になります。例えば、「（1）学識経験者」のうち1名は医師を想定していますが、医療分野は耳鼻科、呼吸器科、皮膚科など細分化されているため、より専門的な学識が必要になった場合に召集されます。
12	（組織） 第4条（2）について、「協議会会長」を「協議会会長及び副会長」に提案いたします。 協議会より2名委員となり1名欠席しても1名出席可能と地域住民代表を複数選出を要望します。	他の地区連絡会委員にも諮り、ご意見が無ければ提案の通りに修正させていただきます。
13	専門委員会の位置づけがわかりません。市長の附属機関として考えて良いでしょうか。	「町田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」で定める『懇談会等』の位置づけと想定しております。
14	上記と関係するが、専門委員の身分及び人数はどのようになるのか。	専門委員の身分は法令等による位置づけはありません。人数については、定員を設けない方針です。

資料5「専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項（案）」についてのご意見		
No	質疑	回答
15	運営協議会の規定との整合性を図ると、第3条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げ、第2条を第6条とするのが良いと考える。	修正いたします。
16	専門委員会の記述の中に町田市の役割がないが、記載の必要があるのではないかと？	客観性を保つため、町田市からは委員を選任いたしません。ただし、専門委員会第8条のとおり、町田市は専門委員会の庶務を担います。
17	「事故が起きてから専門委員会を設置したのは間に合わないため、常設の組織とする必要がある。」と前回の連絡会で指摘されたはずですが、その旨の規定が無いのはどうしてか。	専門委員は、4月1日から翌年3月31日までの1年間の任期で任命しますので常設です。ただし、専門委員会は、環境保全協定書第17条第2項（地域住民の健康被害等、稼働状況に関する重大な事項が生じた場合）に基づき開催いたします。
18	要領の取扱については、資料4の意見と同様です。 （設置要領の取扱について「整理し回答いたします」とあるが、いつ頃の回答となるか。法制課と協議を行い要綱に該当しないという見解をいただき、要領としたとのことですが、他の自治体の例はどのように考えればいいのかも含めて、回答を頂きたい。）	対面での連絡会開催時に再度時間を設けて協議させていただきます。
19	専門委員会要項も設置要項と同様に、連絡会で、丁寧な説明と検討を何回か重ね策定することをお願い致します。	対面での連絡会開催時に再度時間を設けて説明させていただきます。
20	専門委員の総員は何名位ですか。	専門委員会について、第4条の「（1）学識経験者」の想定人数は3名、「（2）協議会会長またはその委任を受けた者」は1名で、ここまでの計4名は確定しますが、「（3）その他、専門委員会が認める者」は発生した事象により専門的な学識経験者が必要となる場合に召集することになるため、委員会全体の委員数は規定しておりません。

その他のご意見		
No	質疑	回答
1	工事車両出入り口の変更等による学童の通学時の安全管理について、状況と今後の対策等をきちんと報告してください。	工事車両出入口の変更等による学童の通学時の安全管理については、これまでと同様に交通誘導員を配置して対策いたします。委員の方々には対面で開催される地区連絡会で、現況をご報告致します。 なお、函師小学校及び日大三高には事前に説明に伺いご理解頂いております。
2	コロナのため書面会議でしたが、説明していただいたうえで、検討、理解したい重要な部分もあるため、次回は開催方法を検討して開催いただきたい。	コロナ対策を十分行い、対面での開催に向けて調整いたしますが、万が一連絡会を対面方式で行ったことが原因で新型コロナウイルスを蔓延させてしまっは一大事です。時世を慎重に見極め、判断させていただきますのでご理解願います。 蛇足ながら、事務局としても対面での開催を希望しております。
3	開催時間について、2時間程度で、14時か15時くらいから始めることはできないか。	日中働いている方も含めて、全員が参加できる時間帯に開催しています。 新型コロナによる感染拡大防止も鑑み、出来る限り短時間（90分程度を目標）で終わられるように進めますので、委員の皆様にもご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
4	愛称については、まだ決まっていないと思いますが、進捗状況を教えてください。	2019年11月25日に開催された第22回地区連絡会において、市内在住者から愛称を募集し、運営協議会及び市で候補を絞り、新施設稼働後、施設を見学した近隣の小学生に投票を頂き決定することをご了解をいただいております。 しかしながら、その後学校教育部や近隣小学校への聞き取り調査を行ったところ、学習指導要領の変更に伴い、施設見学がこれまで通り実施される可能性が少ないとの回答を受けました。従いまして、地区連絡会で取り決めた愛称決定方法が実行できない見通しとなりました。愛称募集は行いますが、その実施方法については再度検討し地区連絡会に提案させていただきます。
5	運営協議会と専門委員会の規定で、号指定条文の項の規定を統一して頂きたい。 例示、協定書「次の各号・・・」、運営協議会「各号に掲げる・・・第7条第2項」、とか「次に掲げる各号・・・」	運営協議会と比較して見やすくなるように項目番号の見直しをいたします。

その他のご意見		
No	質疑	回答
6	(所掌事項) 第2条について、愛称については運営協議会で決定するのか。(稼働後、小学生に見学してもらって、愛称募集を行い決めることになっているはずである。)	愛称については、運営協議会第2条(10)その他、必要な事項に含まれているものと認識しています。 ご意見のとおり新施設稼働後、施設を見学した小学生に投票頂き、愛称を決定する予定となりましたが、上項(No.4)に回答したように、学校の学習指導要領の変更に伴い愛称の決定方法の見直しをさせていただきます。
7	資料2に記載の2020年度町田市で11月現場見学会(予定)について、早めに案内を計画願います。	11月23日(月・祝)勤労感謝の日に開催いたします。 連休最終日となり申し訳ありませんが、工程調整の都合上、ご理解頂きますようお願いいたします。なお、詳細については、別途ご案内を送付致します。
8	新施設や周辺等の夜間の照明等はどのようになるか。	全点灯状態では別紙のパスにあるようなイメージになります。場所により時間制御で消灯します。
9	協定書の最終頁の図中の文字が見えないものがある。	ご指摘の図は、測定や巡視点検する位置及びデータ表示盤設置位置を明示しています。位置を明示する目的に直接関係のない文字等はうすく処理したものです。
10	資源ごみ施設整備について 用地買収等の進捗状況について、引続き連絡会でご報告願います。	引続き地区連絡会でご報告致します。
11	新型コロナウイルス感染拡大防止の折ですが、重要事項の審議決定は、対面会議でお願いいたします。	重要事項の決定などは、対面での連絡会開催時に時間を設けて説明させていただきます。
12	各規制の測定位置はバイオセンター周辺だけであるが、煙突真下でなく周辺居住地の方が測定値が高くなることは無いか?	ご理解のとおり、煙突からの排出ガスについては煙突の直下より周辺地域の方が数値が高くなると想定されます。 ご質問の環境保全協定書P9に明示している測定位置は騒音・振動・臭気・排水の測定のことであり、測定位置はバイオエネルギーセンター敷地境界と定められています。騒音・振動・臭気は発生源から遠くなるほど小さい値となり、排水は下水道に接続する直前で測定をします。 これに対し、排出ガスの周辺地域での測定は、稼働開始後に環境影響評価という条例で定められた手続きで実施し、環境への影響を客観的に評価いたします。さらに、その後も周辺地域4か所において、代表値としてダイオキシン類の測定を継続して実施し広報まちだ等の媒体を通じ公表します。